

四日市市告示第240号

四日市市令和5年度物価高騰対策緊急支援金（介護保険サービス事業所等）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6年 3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市令和5年度物価高騰対策緊急支援金（介護保険サービス事業所等）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市令和5年度物価高騰対策緊急支援金（介護保険サービス事業所等）交付要綱の一部を改正する要綱（令和5年四日市市告示第555号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（申請受付期間）</p> <p>第5条 申請受付期間は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの食材費・電気代・ガス代・ガソリン代（消費税及び地方消費税を除く）相当分 令和6年2月1日から<u>令和6年4月19日まで。</u></p>	<p>（申請受付期間）</p> <p>第5条 申請受付期間は、次の各号に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの食材費・電気代・ガス代・ガソリン代（消費税及び地方消費税を除く）相当分 令和6年2月1日から<u>令和6年3月31日まで。</u></p>

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。